

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、労働者8名のある建設会社の社長様のご家族でした。「社長が建設現場の足



一般社団法人 名北労働基準協会

労働保険部係長

特定社会保険労務士 若井大志

どちらの企業の労働110番ですか

生車イス生活で現場の仕事ができなくなりました。社長は、一生車イス生活で現場の仕事ができなくなり、国からの障害年金も充分ではなく、家族が暮らすには全く足りません。何とか充分な保障を受けることはできないでしょうか?」
「私は、労災保険が使える社長・会社役員も事前加入する事で国との保険に加入できる「労災保険の特別加入」という制度があるが、この特別加入をしていなければ、今以上の保障はなされないことをお伝え致しました。

場から転落し、半身不隨した。ところが、仕事中の事故だつたので健康保険は使えず、社長のため元請会社や自社の労災保

險も使えません。治療費は全額実費となってしまい、多額の医療費が家族の生活を圧迫することになりました。社長は、一生車イス生活で現場の仕事ができなくなり、国からの障害年金も充分ではなく、

国の保険で最も給付が充実した保険が労災保険ですが、給付対象は労働者であり、社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様は、仕事中や通勤中の事故でも使えません。また、健康保険に関しては、健康保険



今回の相談内容のことをお聞きしますが、この制度では「ブラックホール」から脱出する方法があります。それが「労災保険の特別加入」制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長・会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。

当協会の労働保険事務組合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場より労働保険事務の委託を受け、定評を得ております。

私ども（一社）名北労働基準協会 労働保険事務組合では「労災保険の特別加入」が可能です。当協会の労働保険事務組合では「労災保険の特別加入」が可能です。当協会の労働保険事務組合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場より労働保険事務の委託を受け、定評を得ております。

相談内容のよう、労災保険の特別加入をされない状態で事故に遭われた、不幸な事例が建設業に限らず数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。「労災保険の特別加入」のご検討をしてみてはいかがでしょうか。詳しくは、当協会労働保険部（☎ 052-962-10421）まで。